

大樹町議会基本条例（案）前文 解説資料

1. 前文の位置づけと役割

前文とは

前文は、条例の理念や目的、制定の背景を示す序文です。大樹町議会基本条例において、前文は以下の役割を果たします：

- ・ 議会の基本的な理念を示す：議会が何を目指すのか、どのような価値観を持つのかを明確にする
- ・ 町民への約束を表明する：議会と町民の相互的な約束として機能する
- ・ 条例全体の解釈の指針となる：本文の各条項を理解する際の基準となる
- ・ 議会の決意を宣言する：議会の主体的な姿勢を示す

2. 前文の構成と各段落の説明

【第1段落】議会の位置づけ

大樹町民から直接選挙で選出された議員により構成される大樹町議会は、同じく直接選挙で選出された大樹町長とともに、民主的な二代表制を構成します。

- 説明：
- ・ 議会が町民の直接選挙で選出された議員で構成されることを明記
 - ・ 町長とともに「民主的な二代表制」として位置づけ
 - ・ 「二代表制」という行政用語を使用し、制度的位置づけを明確に

- ポイント：
- ・ 議会の民主的正当性を強調：町民の直接選挙による選出
 - ・ 町長との対等な関係を示唆：「ともに」という表現で相互性を表現
 - ・ 制度的基盤を明確に：「民主的な二代表制」という正式用語を使用

【第2段落】大樹町の地域特性と課題

大樹町は、豊かな農地と海に恵まれ、開拓の精神と地域への愛着を基盤に、町民が助け合い、ともに歩んできた地域です。人口減少と高齢化が進み、地域課題が複雑化する中であっても、「人とひと・人と自然・人と宇宙がつながる 誰にでも居場所のあるまち大樹」という共通の理想を掲げ、町民一人ひとりが地域の担い手として参加し、活力あるまちづくりを進めることが求められています。

- 説明：
- ・ 大樹町の地域特性（農地、海、開拓の精神、地域への愛着）を示す
 - ・ 現在の課題（人口減少、高齢化、地域課題の複雑化）を認識

- ・大樹町の共通の理想（総合計画の基本理念）を掲げ、町民参加の重要性を強調

- ポイント：
- ・大樹町固有の背景を反映：地域の歴史と特性を尊重
 - ・課題認識の明確化：人口減少と高齢化という現実を直視
 - ・町民参加の必要性を示唆：「町民一人ひとりが地域の担い手として参加」

【第3段落】議会の基本的な責務

議会は、町民の信託に応え、町民の意思を町政に的確に反映させるため、行政の監視機関、議決機関及び政策提案機関としての責務と役割を果たすことが使命です。地方分権時代において、議会は住民主権を尊重し、その責務を果たします。

- 説明：
- ・議会の基本的な責務を3つ明記：
 1. 行政の監視機関：行政の適切性と効率性を監視する機能
 2. 議決機関：町政の重要な事項について最良の意思決定を行う機能
 3. 政策提案機関：町民の福祉向上のため、政策を提案する機能
 - ・地方分権時代における議会の役割を強調
 - ・住民主権の尊重を明記
 - ・「その責務を果たします」で議会の決意を強調

- ポイント：
- ・議会の監視機能と意思決定機能を明確に：議会の二つの重要な役割
 - ・地方分権時代における議会の重要性を強調：地方自治の推進
 - ・「町民の信託」という民主的正当性を強調：町民の新任に基づく活動

【第4段落】条例の位置づけと議会の決意

大樹町議会が、開かれ、わかりやすく、町民が参加し、信頼できる議会を実現するため、議会と町民が交わす約束として、この条例を制定します。

議会は、議員相互間の活発な議論と町民との対話を通じて、透明性と説明責任を徹底し、町民に信頼され、存在感のある議会を築くことをここに宣言します。

- 説明：
- ・条例の位置づけ：「議会と町民が交わす約束」として明記
 - ・議会が目指す理想像：「開かれ、わかりやすく、町民が参加し、信頼できる議会」
 - ・議会の実現方法：
 1. 議員相互間の活発な議論：議員同士の自由な意見交換
 2. 町民との対話：町民との直接的なコミュニケーション
 3. 透明性と説明責任の徹底：情報公開と説明責任
 - ・議会の決意を「宣言」として表現

- ポイント：
- ・「大樹町議会が」という主語で、議会の主体性を強調
 - ・「交わす約束」で、議会と町民の相互性を表現
 - ・「ここに宣言します」で、議会の強い決意を表現

3. 前文の特徴

■大樹町らしさの反映

要素	表現
地域特性	「豊かな農地と海」「開拓の精神」
地域の絆	「町民が助け合い、ともに歩んできた」
共通の理想	「人とひと・人と自然・人と宇宙がつながる 誰にでも居場所のあるまち大樹」

■議会の主体性と決意

要素	表現
主体性	「大樹町議会が」「この条例を制定します」
相互性	「議会と町民が交わす約束」
決意	「ここに宣言します」「その責務を果たします」

■町民理解の向上

工夫	内容
シンプルな表現	「民主的な二代表制」で、制度的位置づけを明確に
分かりやすい構成	4段落構成で、論理的な流れを形成
具体的な表現	「開かれ、わかりやすく、町民が参加し、信頼できる議会」
3つの機能の明確化	「行政の監視機関、議決機関及び政策提案機関」

4. 前文と本文の関係

前文と本文の役割分担

部分	役割	内容
前文	理念と約束	なぜこの条例が必要か、議会の基本的な考え方
第1章～第7章	具体的な責務と運営方法	議会がどのように活動するか、具体的なルール

前文で示された理念が本文でどのように具体化されるか

前文の理念	対応する本文
「町民の信託に応える」	第2条（議会及び議員の責務）
「町民の意思を町政に的確に反映させる」	第6条・第7条（町民と議会との関係）
「行政を監視し、けん制する」	第8条～第10条（町長等と議会との関係）
「最良の意思決定を導く」	第11条（自由討議による合意形成）

「開かれ、わかりやすく、町民が参加し、信頼できる議会」	第 3 条～第 7 章（全体を通じて具体化）
「議員相互間の活発な議論」	第 11 条（自由討議による合意形成）
「町民との対話」	第 6 条・第 7 条（町民参加及び広報・広聴）
「透明性と説明責任」	第 6 条・第 7 条（情報公開と説明責任）